

## 盗人送りに関する予備的考察

—新潟県岩船郡関川村桂集落の事例を中心に—

畑 裕貴

### ● はじめに

去る2023年6月4日（第1日曜日）に新潟県岩船郡関川村桂集落に足を運んだ。桂集落では毎年6月第1日曜日に「盗人送り」と称される年中行事をおこなっており、それを一目みるため足を運んだ。しかし、残念なことに、盗人送りが行われる14時頃から雨が降るという予報になっていたため、盗人送りは中止になってしまった。盗人送りをこの目でみることはできなかったが、幸いにも集落の人々からお話を伺うことが出来た。

本稿では、桂集落での聞き書きを記すとともに、文献資（史）料にみられるその他の地域の「盗人送り」も紹介し、今後の研究にむけての予備的考察をおこなうことを目的とする。

### ● 新潟県岩船郡関川村桂集落の盗人送り

#### ■ 伝承地地概況

改めて盗人送りの伝承地を記す。盗人送りが伝承されているのは新潟県岩船郡関川村の桂集落である。関川村は県庁所在地の新潟市から北東に約60kmすずんだ所に位置している。1954年に関谷村・女川村が合併し関川村が誕生した。関川村には荒川と呼ばれる川が流れている。また関川村のとなりは山形県西置賜郡小国町となる。

桂集落は旧女川村に属する集落で、女川村が成立する前は桂村と称した。集落の目の前には荒川につながる支流の川が流れている。

関川村が公開している住民登録人口によれば、関川村全体の世帯数は1,841世帯、人口は4,889人（男2,366：女2,523）。そのうち桂集落の世帯数は23世帯、人口が55人（男29：女26）となっている。

#### ■ 桂集落の盗人送り

桂集落では毎年6月第1日曜日（かつては秋・稲刈り後）に盗人送りを行っている。お昼過ぎ14時頃から、盗人（殊に稲盗人）を模した等身大の藁人形を1体つくる。性別は隔年で男女となっている。男の藁人形のときは男性器、女の藁人形のときは女性器をつくる。性器以外に差異はない。なお、今年（2023年）は男性の予定だったようだ。その他の特徴としては、藁人形の腕を体の後ろにまわし、縛っている点も挙げられるだろう。盗人であるため、腕を縛っているのだろう。また、かつては藁人形に竹槍をクロス状に両側から突き刺したという。グロテスクであるため、現在はおこなっていないという。

藁人形を作り終わると、それをかかげ鉦太鼓を打ち鳴らしながら川辺まで練り歩く。とくに唱えごとなどはないようである。川辺にたどり着くと、そこに藁人形を立てる。かつてはヌストボリと呼ばれた田圃付近の川堀に藁人形を立てたという。その後は正月のサイノカミの祭りのときまでに残っていたら一緒に焼く。

その起源は確かではない。なお、1967（昭和 42）年に中断したものの、1979（昭和 54）年頃に再開され、現在に至っているようである。

盗人送りを行う同日（6 月第 1 日曜日）には、虫送りもおこなう。虫送りでは、小型の船が二艘竹で作られ、盗人送りの行進とともに川辺に運ばれ、橋の上から川に流される。

管見の限り、文献資料上では『関川郷の民俗』にわずかながら確認できるのみである。以下にそれを引用する。

「桂では藁人形に竹槍を四方八方から刺して村下に立てた。青年会の行事であり、戦前まで行っていたと言う」（石井中「年中行事」佐久間惇一・石井中・矢部キヨ『関川郷の民俗』関川村教育委員会、1986、190 頁）

『関川郷の民俗』によると「戦前まで行っていた」とあるが、上述したように 1967 年に中断されるまでは行われていたと今回の調査では話を聞いている。

以上が 2023（令和 5）年 6 月 4 日時点での聞き取り調査による、盗人送りの概要およびその聞き書きである。

## ● 新潟県の盗人送り

桂集落以外の新潟県諸地域でもかつては盗人送りが行われていたようである。残念ながら現在では伝承が途絶えてしまっているようだが、史資料上にいくつか記録が残っているので、それを紹介する。

### ■ 新潟県岩船郡関川村大島

法師さんが最初のお祓いをし先頭を切って荒川まで行ってわら人形を流す。ぬすっと送りは部落で物がなくなったあと、わら人形を作り鎮守さまで部落の人が交る交る竹やりでつく。そうすると盗んだ本人があらわれるという〔新潟県民俗学会 1963 26〕。

### ■ 新潟県岩船郡関川村上土沢

上土沢では稲刈りから稲上げが終わるまで田圃に番小屋を建てて、二人ずつ二交替で張り番をして稲盗人を監視したと言う。そして張り番をする始めの日にヌストオクリと言って、藁で子供丈の人形を作って、それを棒につけて田のある家から人々が出て、村田の上から大島の方へ主な農道を廻り歩き、特別な唱えごとはなかったが荒川まで行って流した。大正の初め頃までやっていたと言う〔石井 1986 190〕。

### ■ 新潟県新発田市三光

イナヌストを出す呪 稲盗人があると、現場に神様の幣束を下げてもってきて立てておいた。また、藁人形をこしらって立てたこともあった〔新発田市史編纂委員会 1972 76〕。

### ■ 新潟県新発田市小戸

小戸では以前盗人送りもやっただらしい。稲盗人があった時、男女の藁人形を作り、村中総出で人形をかついで村廻りをして、ひとりひとり竹槍で突かせたと伝えている〔佐久間 1964 53〕。

以前、盗人送りが行われた。稲盗人があったとき、男女の藁人形を作り村中総出で人形をかついで村を廻り、ひとりひとりに竹槍で突かせたと伝えている。藁人形を竹槍に突かせることは各地に行なわれていた〔新発田市史編纂委員会 1972 409〕。

■ 新潟県新発田市舟入

昔、舟入村のあたりに稲盗人があったが、なかなか犯人があがらず、村中評定のうえ、念仏塚の地蔵様をお願いすることとなった。各戸の主人を地蔵様の前に集めて、一同地蔵様に祈ってから、樹にゆわいつけた藁人形をかわるがわるに竹槍で突かせる。真犯人はそうしたとき、落ちつきを失うし、地蔵様はうしろに向かれるという。こうなると、あたりの者がさわぎたてるから、多くの場合、犯人は自白する。強情な犯人は、あとで、もっとも多く槍で突かれたところから発病して、必ず死ぬと信じられていた〔新発田市史編纂委員会 1972 409〕。

■ 新潟県新発田市飯島

飯島でも、熊倉定八氏（明治一八年生）が少年の頃、大きな藁人形を村人全員が竹槍で突いているのを見たと言っている〔新発田市史編纂委員会 1972 410〕。

■ 新潟県新発田市中中山

中中山では、人形を角石原まで送ったと聞いたが、詳細はすでにわからなくなっている〔新発田市史編纂委員会 1972 410〕。

■ 新潟県北蒲原郡中条町

十一月五日午後四時三十分花野岩蔵干稲盗難ニ罹リタル旨届出候ニ付直接現場見分ノ上小走ヲ以テ直ニ大字惣参会ヲ青年会堂ニ会合シ協議ノ上八幡宮ニ於テ神宮ニ依嘱盗難払ノ御祈禱ヲ為シ且投票ヲ以テ盗人ヲ定ムルコト及ヒ藁人形ヲ拵ヘ形罰ヲ刑スルコト並ニ酒一斗ヲ購求スルコトヲ規定ス〔中条町史編さん委員会 1986 666〕。

■ 新潟県東蒲原郡東川村

東川村ではワルモノ送り、又はヌスビト送りとして、小盗のあるやうな場合などに、村中で人形を作りこれを送って、村しもとかその盗みの現場へゆき、法印に呪詛の祈禱をしてもらひ、村人めいめいがその人形を竹槍で突きさいなんで放ってくるのであった。…東川村では犯人は未だ何人とも判らず、その人形も犯人を象ったわけではなかったのに、悪いことをしたものはこの行事に参加し得なかったとか、萬一参加すると眼が潰れたり片輪になったりするといはれてゐた〔最上 1936 16〕。

■ 新潟県中魚沼郡外丸村

天保七年の外丸村では畑作の被害が続出し、村中が相談してワラ人形を作った。神主から矢放社境内で祈禱してもらい、一軒から一人ずつ境内に入って祈る。ワラ人形は村中を回した後、下宮から千曲川へ投げこみ流したという〔津南町史編さん委員会 1985 581〕。

■ 新潟県頸城郡附近

藁人形に刑罰を加えるという事は他国には余り例も無いと思われる。越後国頸城郡附近に行われる盗人送りという祭りこそ実に珍無類の行事である。それは村内で畠の作物が盗まれるのを予防する意味で藁人形を造りこれへ各種の野菜物を縛り付けて、鐘や太鼓で村内を練り歩くのである。かくすれば、丁度その野菜物を縛り付けた部分がたとえば人形の腕に大根を縛り付ければ、犯人の腕、胸に南瓜を縛り付ければ盗人の胸が痛む、而して盗人が判るという伝承的迷信とでも云うのであろう。この行事は明治二十五年頃まで同地に行われていた〔伊藤・藤澤 2010 170, 172〕。

#### ■ 新潟県

新潟県下ではヌスビト送りということをもとはよくおこなった。物の盗まれたとき犯人が見つからぬと、人形をつくってムラ人が盗みの現場へもって行って祈禱をおこない、そのあと人形を竹槍などで突きさして捨てる。すると犯人はきつと目をわずらったり手足がいたんだりするという〔宮本 1964 219〕。

以上が新潟県の事例である。関川村では桂以外の集落から2事例、新発田市からは5事例、北蒲原郡中条町・東蒲原郡東川村・中魚沼郡外丸村・頸城郡附近から各1事例、そして宮本常一が紹介する事例が1事例と、合計12事例が確認できている。

#### ● 新潟県外の盗人送り

新潟県以外の地域でも盗人送りは行われていたようである。板橋春夫氏が「呪術的制裁と村落の秩序」(『群馬歴史民俗』第11号)と「盗人送り慣行に関する一考察」(『信濃』第44巻第1号)にその事例の紹介と分析をおこなっているので参照されたい。本稿では、上記の板橋春夫氏の論文には紹介されていない事例を紹介する。

#### ■ 岩手県滝沢村

部落内で窃盗などの事件があった時、ワラ人形を仮想者にしたて、これをのろうことによって制裁の道具にしたものである。このワラ人形は、若い人になわられて各戸でくしぎしにされ、部落のはずれまでくるところになると見る影もなくなり、子供心にもその悲惨な姿は生あるものゝ如く、あわれなものに思われ、おそろしさにかられたものだ〔福田 1974 226〕。

#### ■ 岩手県花巻市大迫町亀ヶ森

太陰暦二月二日と八月八日は盗人祭の日で、亀ヶ森村では休日仕事を休んだ。もともとこの盗人祭の日などなかったが、いまから約百十三年前の嘉永五年(一八五二)ごろ、この盗人祭の日と盗人箱が制定されたのである。…未捕縛の者があれば、盗人祭の日人々が集まって藁人形を作り、被害の品物を負わせて人形を打ち叩いて懲戒としたのであった〔大迫町史編纂委員会 1983 675〕。

#### ■ 宮城県宮城郡広瀬村上愛子

十月一日晩孫七たばこ(煙草)、文七くり(栗)五升ぬすまれ、二日ニハ人きよ(人形)こしらえせのきたて(立)申候〔阿刀田 1948 64〕。

上愛子中ぬす人おくり〔阿刀田 1948 71〕。

#### ■ 宮城県柴田郡富沢村

卯十一月十日一村中吟味之上鎮守様ニ於御神酒献上仕候上盜賊人形杯拵上川名村境へ御送り候條依而為後日之如此ニ留置申候事〔柴田町史編さん委員会 1980 115〕。

■ 秋田県仙北郡高梨村

秋田県仙北郡の長野町や高梨村では、今でも「人形突き」という奇習が残っている〔岡本 1955 19〕。

■ 秋田県仙北郡協和村

盜難、火つけなどのあったとき藁人形を作って村中の者がつくと犯人がわかる〔協和村郷土誌編纂委員会 1968 344〕。

■ 秋田県仙北郡

盜賊の藁人形を作り土中に埋めると死ぬ〔財団法人東北更新会秋田県支部 1939 45〕。

■ 秋田県鹿角郡・河邊郡

盜賊もあったとき藁人形を作って村中の者がこれを棒で突く、其の突方で犯人を探知する風習がある〔財団法人東北更新会秋田県支部 1939 45〕。

■ 秋田県南秋田郡

村で盜難があった時仁王様を作り村民皆で槍で刺すと犯人が現れる〔財団法人東北更新会秋田県支部 1939 45〕。

■ 秋田県象潟町大飯郷

大飯郷では戦後まもない頃、部落内で米や物が盗まれて困った。そこで犯人を懲らしめるために部落の人びとが全員出て、等身大の藁人形を作り、神社の鳥居に縛りつけて、これを一人ずつ全部のひとが竹槍でもって思いっきり突き刺したという。この時人形の脳（頭）部分を突けば、苦しんで、終いに犯人は死ぬといわれた。また腕を突けば犯人の腕に傷がつくともされる。それで、犯人は苦しみ、後でその人だと知られるようになるとされたのである。人形は暫くそのまま鳥居に縛り付けて置かれていた〔齊藤 2015 8〕。

■ 山形県東田川郡狩川町圍町

野荒しがあると塔婆様（三つ角のところ）のところに藁人形を作り、町の総代は大体目ぼしのつけている人に自白をすすめるがどうしてもきかない場合に藁人形を突く。大抵は人形突きのはじまる前に自白をするそうである。自白をすれば規約にあてはめて品物の三倍を返し、取締員には日当を出す。人形を突く場合には人形に精を入れると称して塩を入れたり、神主に祈禱してもらってからやるが、大抵は神主の方から辞退する様であった〔立川町教育委員会 1961 178〕。

■ 山形県立川町荒鍋

荒鍋で聞いた話では、秋の稲盗みに人形突きをやった〔立川町教育委員会 1961 178〕。

■ 山形県東田川郡楡引町

盗人防止のため、穂刈りの時に藁で人形を作り、人形を叩いた後、川に投げる〔山形県教育委員会 2004 178〕。

■ 山形県東田川郡朝日村上田沢

畑の作物が盗まれたとか、杭から稲が盗まれたとかいう時に盗人おくりをした。各々松明を燃やししながら、部落の上から下の境まで鳴り物を鳴らして歩く。夜異様な行列が長々と続くのは不気味でもあったが、これに参加しないと変に思われるので総出で送った〔朝日村村史編さん委員会 1985 637〕。

■ 山形県酒田市

稲がぬすまれないように、田んぼの中に置く。もし、ぬすまれると、この天王様を竹でつきさすと、犯人があらわれるという。もともとは、稲の保全を祈願し、その守り神としたものであろう〔市史編纂委員会 1978 162〕。

■ 山形県鶴岡市荒沢

ここでは藁人形はあまりやらぬが、それと似たようなことで『盗人送り』をやる。これは、ムラであまり際限なく盗みが続くと、ムラ中集まって相談する。いよいよやると決まると、夕食後ムラの人達は出られるだけ多数参加し、麻のオガラを持ち、集会所かどこかの家を借りて集まる。お寺から鐘や太鼓を借りて来て、オガラの松明に火をともし鐘・太鼓を叩きながら、口々に「盗人送るわ」、「盗人送るわ」と唱え、ムラの上の端れまでいき、引返してムラの中を一巡してムラ下の橋まで行って、松明を川に一斉に流すのである。このように三晩続けて送るのであるが、このように送られると、盗んだ人は三年の間に川に落ちて死ぬと信じられている。

今から三十年程前に、ムラで米が盗まれ巡査が調べたが、中々犯人がわからぬのでムラ中の人達が盗人送りをやった。この時は確かに犯人らしいと蔭口を云われた人が、三年目に川に流れて死んだが、これは送られたからだろうと云われた。これは盗んだ人を送り流す呪法なのであるが、今でもその験しのあらたかなことを堅く信じているようである〔清野 1956 102～103〕。

■ 山形県西村山郡西川町小山

犯人不明の場合、犯人に見立てた藁人形を作り、村端れ等で、村民が毎月竹鋒を以って突くと、真犯人は良心に耐え兼ね、遂には、この処刑場に顔を出さなくなるという〔今田 1963 60〕。

■ 山形県西村山郡朝日町大沼

どろぼう送り わら人形をつくり、たたいたり、つついたりして、「盗人、出て行け。」と言う。盗んだ人は、良心の呵責で村にいられなくなって村を出たり、それ以後悪いことができなくなったりした〔朝日町教育委員会 1992 144〕。

■ 山形県西置賜郡飯豊村中津川

入札ハ小頭ニ於テ直ニ開札ヲナシ一同ニ報告ヲナシ窃盗懸疑処分トシテ最高札者ニハ名誉毀損ノタメ赤頭布ヲ被ラセ盗人送りヲナシ尚入札結果懸疑者ヲ駐在所ニ届ケルモノトス〔山形県教育委員会 1971 35〕。

■ 福島県相馬市浪江町津島（旧山中郷津島村）

一 暮六ツより農作物の取入を制し若稲盗人ある時は村役人より申達し村寄合なし藁人形を造り村一同にて村境に送り出し将来を誠しむるを例とせし事〔今野 1940 695〕。

■ 福島県相馬市

十一月九日

○当年柄ニ付在々ニ而畑ノ物田ノ稲盗人多ク有之ニ付、佐須村ノ山ノ神尊ヲ願村境江勸請致置候村も有之、又ハ藁人形ニ而村境へ送り物有之由。今晚杯ハ迎町ニ藁人形之送り物江法印様ヲ頼たましい込候而右人形樋口向へ持参り十五才より六十才迄送り参り竹鎗ニ而人壺人ツゝ壺ト鎗ツゝ突其後火ヲかけ焼捨候由〔福島県相馬市 1971 638〕。

■ 福島県相馬市小高町上浦

稲泥棒あり。大字藁人形をつくり呪いをかける〔大字史かみうら編纂委員会 1986 474〕。

■ 福島県伊達郡梁川町

棒に藁人形を釘で打ちつけておくと盗人が病気になるか手足に怪我をする〔梁川町史編纂委員会 1991 736〕。

■ 福島県相馬郡飯館村二枚橋

部落に泥棒が流行る時、人形を作って村境いの川に流す。あるいは、その人形を竹槍で突いて川に流す。これを「村送り」という〔飯館村史編纂委員会 1976 440〕。

■ 福島県相馬郡福浦村

福島県相馬郡福浦村の田圃には十一月の中頃になると、十六の部落毎に高さが八尺もあるワラの大人形が立てられます。そして、夕方の五時になると、村中に「作業止め」の合図のサイレンが一斉に鳴り渡って、田圃には、人っ子一人見当たらないようになります。

これはどちらも、とり入れ時の犯罪、特に盗難を防ぐ為に考え出されたもので、もし夜中に盗難が起きた場合には、部落の人達は非常呼集でこのワラ人形の前に集まります。

そして、部落の全員が、かわるゝ竹槍でこのワラ人形を突くのです。

ところが、このワラ人形はただの人形ではなく、神主さんの手で「浄め」の式をうけた人形ですから、身に覚えのある者はこの人形を突く時、どうしてもためらい勝ちになります

こうして、この福浦村では面倒な犯人の詮議だてをしなくても、犯人をつきとめることが出来るわけです

この「人形突き」の風習も、東北の人々の収穫への真剣な気持ちを物語る、悲しい光景の一つということが出来ましょう〔農林省大臣官房弘報課 1953 15〕。

■ 福島県河沼郡会津坂下町

稲盗人があるとわら人形を青竹で刺して田んぼにさらせば、盗人は病むかけがをするから、犯人はすぐわかる〔会津坂下町史編さん委員会 1974 626〕。

■ 福島県南会津郡只見町石伏

いもや稲の盗みなどがあって困ることがある。ときにはわら人形などをつくり、また竹やりをつくってその人形をさし、犯人を探し出すのに使ったりする。犯人が自分の子供であると知ってのろい人形にはやりをさせなかったばあさんがいたなどの話がのこっている〔山口 1972 155〕。

■ 茨城県常陸太田市谷河原町

谷河原町では、かつて泥棒送りと呼ばれて等身大のワラ人形を作り、村境まで持っていった。「今度村に入ったらひどい目にあうぞ。」と聞いて聞かせて人形送りをしたという。これらの行事は全て昼間に行われた〔茨城県教育庁文化課 2010 243〕。

■ 群馬県新田郡薮塚本町西野

ぬすっとおくり さつまなど、のあらしされると、でかい男と女の藁人形作って、それを村中の者が竹槍でつっとおして、下の方へ送って、焼いて来た。大正の始まり頃までやった〔群馬県教育委員会事務局 1974 160〕。

■ 群馬県邑楽郡大泉町

八月廿一日廿二日 村にて盗人送り有り〔大泉町誌編纂委員会 1983 609〕

■ 埼玉県比企郡嵐山町広野

広野では畑の野菜がしばしば盗難にあった。犯人は内部にある。そこでお日待の時藁人形をその畑にたて、竹槍でこの藁人形を処刑した。以後盗難は跡を絶った〔嵐山町誌編纂委員会 1968 384~385〕。

■ 埼玉県秩父郡両神村大堤、大谷

大堤、大谷でドロボー送りをした。モロコシがとられたり、イモが掘られるというように農作物が盗まれると、麦わらで人形を作る。わら人形は耕地中全部が集まって作る。農作物をとられた家もとられない家もみんな集まり、耕地中で盗んだ人の精神を戒めた。形は人間のヒトガタで顔もついたものをカカシのようにし、竹の棒に縛りつけて川辺に立てた。とられた人が集まって槍を作って突いてみたり、弓で射ったり目をついたりした。とった人は突けないが、とられた人は一生懸命に突いたので、盗んだ人は大体解った。ドロボー送りは大正10年頃までやっていた。昔、手癖が悪い人が居て目がつぶれたのは、ドロボー送りでつつかれて目が悪くなったなどという話もある〔埼玉県民部県史編さん室 1980 367〕。

■ 千葉県佐倉市内田

原因不明の火事があったとき村中が宮に集って藁人形をつくり、竹槍で村中の老若男女すべてでこれを3回位ついて放火者を発見しようとした、中には顔色のかわるのを見たことがあった〔千葉県民俗総合調査団 1964 79〕。

■ 神奈川県足柄上郡大井町篠窪

村で何か盗難にあつた。そして其の犯人が何うしても出ないそうした時だつたと思う、鎮守様の社前に村中の人が集つて藁人形をつくり、竹で高く其の人形をさげ、村の人が何か云いながら、その藁人形をついたのを覚えている。藁人形をつくことによつて、其の犯人が苦しみ、やがてはつきりわかると云う、信仰からであつたと思う〔山北町地方史研究会 1961 35〕。

■ 長野県千本柳村

藁人形拵、当十月十日村内において、竹鑓にて為突、又ハ釘付為致、野あらし被致、野あらし被致候ものの思念、野あらし致候者江相届候様可致事〔更級埴科地方誌刊行会 1980 845〕。

以上が板橋春夫氏の論文には紹介されていない事例である。伝承地ごとに事例を数えると、岩手県2事例、宮城県2事例、秋田県7事例、山形県9事例、福島県8事例、茨城県1事例、群馬県2事例、埼玉県3事例、千葉県1事例、神奈川県1事例、長野県1事例となり、合計37事例が確認されたことになる。板橋春夫氏の論文には合計44事例が紹介されているので、合わせると81事例が確認されたことになる。

● 予備的考察とまとめ

最後に今後の研究に向けた予備的考察とまとめをおこない本稿を締め括る。

■ 何をもって「盗人送り」とするか

先行研究（板橋春夫氏の論文）では、44の事例が確認されているが、そこでは「盗人送り」「火事送り」「オタスケ」「人形突き」など、盗人の制裁に関する習俗以外も十把一絡げにまとめ上げ学術タームとして「盗人送り」の語を採用している。しかし、これでは民俗語彙としての「盗人送り」の名を冠する習俗の位置づけが困難となり、その固有性が薄れてしまう。

したがって、何をもって「盗人送り」とするかという疑問に対しては以下のような条件を設けたい。

- ・「盗人送り」という民俗語彙を有する習俗
- ・盗人を制裁対象とする習俗
- ・東北を中心とする関東地方に分布していること
- ・送り出す要素をともなっていること

以上の4点を「盗人送り」を把握するための新たな枠組みとして設定し、これまで集まった事例、そして今後の調査によって見つかるであろう事例を類型化し、「盗人送り」を定義づけしていきたい。厳密な類型化、定義づけは今後の課題とするものの、おおまかな類型化としては、最も大きな枠組みとして「制裁としての藁人形習俗」を設定し、そのなかに下位分類として「盗人送り」「火事送り」「人形突き」「権力者に対する制裁としての藁人形習俗（御代官送り・丹下送り）」「怠け者の節供働きのための藁人形習俗」を設定するべきではないだろうか。

■ 「盗人送り」の2つの意義

桂集落では年中行事として盗人送りをおこなっているが、その他の事例をみていくと、盗人が発生した際にいわば臨時の行事として行っている。すなわち、盗

人送りには2つの意義が存在する。1つは、盗人への制裁。これは臨時行事としての盗人送りである。2つ目は、盗人発生の防止。これは、盗人の発生の有無にかかわらず年中行事として毎年行われる盗人送りである。

#### ■ 「盗人送り」の2つの効果

象徴的制裁あるいは儀礼的制裁と捉えられる盗人送りであるが、その効果は如何であったのだろうか。上述した事例をみていくと、2つの効果が読み取れる。1つは身体的効果。藁人形に竹槍を刺すと犯人の体に不具合が生じる。いわば呪術的な身体的効果である。2つ目が精神的効果である。盗人送りを行うことによって、犯人は良心の呵責に苛まれ、とうとう自白をする。

1つ目の身体的効果は、自然科学的知見に立てばそのようなことが起こり得るはずがない。しかし、民俗社会に生きる人々にとっては自然科学的知見から実際に起こり得るか否かということよりも、盗みを働くと盗人送りが行われ、それによって身体が不具合になるという俗信的な言い伝えこそが、村の規律や秩序を守ろうとする支柱となったのではないだろうか。

#### ■ 制裁の2つの次元

小松和彦氏によれば、村の制裁には2つの次元が存在するという。1つが宇宙論的次元である。いわば、早魃や害虫の発生など天変地異という人間の力の及ばない秩序の乱れを制裁の要因とするものである。2つ目が、社会論的次元である。盗みなどの人災による社会秩序の乱れを制裁の要因として、天変地異という宇宙論次元に言及することなく制裁を加える〔小松 1997 90～102〕。言わずもがな、盗人送りは2つ目の社会論的次元における制裁に分類される。実際、小松氏も盗人送りの事例を引用しながら論を展開している。

#### ■ 盗人送りと稲作・稲盗人

盗人送りの事例をみていくと盗人のなかでも殊に稲盗人を制裁対象としている点に気が付く。桂集落の盗人送りもかつては秋の稲刈り後に行った。やはり稲盗人から稲を守るためである。また盗人送りが近世後期からみられ、その分布が東北地方に偏っている点も興味深い。近世後期に飢饉により困窮していた東北に分布している点から考えると、盗人送りは盗人から稲を守るために行われるようになった稲作儀礼とみることができるのではないだろうか。その後、稲盗人だけでなく広く盗人全般を制裁対象とするようになり、周囲の地域に伝播していったのではないだろうか。

逆説的に述べれば、板橋春夫氏が紹介する愛媛県・宮崎県の実例は「盗人送り」とはいえない。板橋氏は上述した2本の論文内に愛媛県・宮崎県の実例を挙げているが、もちろん紹介されている事例内で「盗人送り」と明確に示されているわけでもなく、制裁対象も稲盗人でもない。そして、愛媛県・宮崎県以外の西日本には、板橋氏の論文内にもそして管見の限りでも「盗人送り」の実例は見当たらない。よって、板橋氏があげる愛媛県・宮崎県の実例は東日本殊に東北地方に分布する「盗人送り」の系譜に連なるものではないと考えられる。偶発的に生じた類似事例と見た方がよいだろう。

このような東日本殊に東北地方に偏った分布に対して、秋田県民俗学会の齊藤壽胤氏は「西日本ではみられない人形突きは、それが地縁共同体に起因する村落形成によるものであった、とみれば如何なものであろうか」と述べている〔齊藤

2015 10]。なぜ東日本殊に東北地方に偏って分布しているのか。本当に西日本には見られない習俗なのか。追及の余地がある今後の課題としたい。なお「人形突き」は「盗人送り」のバリエーションの一つと考えられる習俗であり、板橋春夫氏もそして本稿でもその事例を取り上げている。

#### ■ 共同祈願としての呪い／個人祈願としての呪い

鯨井千佐登氏は、盗人送りに対して「これらの行事で重要なのは、その呪術的・宗教的機能よりも、日常のなかで曖昧となってゆく人間関係を律した規範意識を回復・再生させる機能の方であった」と述べている〔鯨井 119 2005〕。確かに、規範意識を回復・再生させる機能が重要であったことは事実だろう。しかし、だからといってその呪術的・宗教的機能が重要ではないとは言えないのではないだろうか。事例をみていくと、犯人の身体が不具になる、さらには死に至るという呪術的機能が多く見られる。さらには、法印に祈禱をしてもらったという事例もなかには見られる。これらの呪術的・宗教的機能を無視して盗人送りを論じることはできないように思われる。

盗人送りと形態的に類似している行事として虫送りや疫病送りが挙げられる。虫送りであれば害虫を、疫病送りであれば疫病を送り出す鎮送呪術である。これらはいずれも、「共同祈願としての呪い」である。一方で、いわゆる呪いの藁人形や丑の刻参りなどと呼ばれる祈願もある。これらは、共同体の祈願として行うのではなく、基本的には個人がおこなう祈願である場合が通例である。いわば、「個人祈願としての呪い」である。

この虫送り・疫病送りなどの「共同祈願としての呪い」との送り出すという習俗の形態の類似性と、呪いの藁人形・丑の刻参りなど「個人祈願としての呪い」との憎き相手に呪術的制裁を加えるという類似性がみられる盗人送りは「共同祈願としての呪い」と「個人祈願としての呪い」の中間地点に位置づけられるのではないだろうか。いわば、盗人送りは「共同祈願としての呪い」と「個人祈願としての呪い」の中間地点に位置する両義的習俗といえるだろう。

#### ■ まとめ

以上、盗人送りの予備的考察を行ってきた。一見すると奇妙なそれ以上語りようのない習俗のように思える盗人送りであるが、上記の如く問題は多岐に渡る。殊に、類型・分布・構造の問題は民俗学的基盤の上で盗人送りを考えるうえで欠かすことのできない重要な問題となってくる。

今後も桂集落でのフィールドワークや文献資（史）料の調査をおこない事例の収集、盗人送りの詳細な情報の獲得に努めたい。そして、より精緻な検討を加えていくことを今後の課題としてひとまず本稿においては筆を置くこととする。

#### ● 事例引用文献（事例掲載順）

- ・小村弼監修、佐久間惇一・矢部キヨ・石井中編『関川郷の民俗』関川村教育委員会、1986
- ・新潟県民俗学会『高志路』第198号、新潟県民俗学会、1963
- ・新発田市史編纂委員会『新発田市史資料』第5巻下、新発田市史刊行事務局、1972
- ・新発田市史編纂委員会『新発田市史資料』第5巻上、新発田市史刊行事務局、1972
- ・中条町史編さん委員会『中条町史 資料編 第4巻（近現代）』中条町、1989
- ・最上孝敬「村ハチブ」『山村生活調査第二回報告書』、1936

- ・津南町史編さん委員会『津南町史 通史編 上巻』津南町，1985
- ・藤澤衛彦・伊藤晴雨『日本刑罰風俗図史』国書刊行会，2010
- ・宮本常一『民俗のふるさと』河出書房新社，1975
- ・福田武雄編『農民生活変遷中心の滝沢村誌』滝沢村，1974
- ・大迫町史編纂委員会『大迫町史 民俗資料編』大迫町，1983
- ・阿刀田令造『郷土飢饉の研究』仙台郷土研究会，1948
- ・柴田町史編さん委員会『柴田町史資料 第四集之二 柴田郡富澤組頭御用留村』柴田町史編さん委員会，1980
- ・岡本薫『新諸国滑稽風土記』妙義出版，1955
- ・協和村郷土誌編纂委員会『協和村郷土誌』協和村郷土誌編纂委員会，1968
- ・財団法人東北更新会秋田県支部『秋田県の迷信・俗信』財団法人東北更新会秋田県支部，1939
- ・齊藤壽胤「人形突き 一盗みの制裁と村の規則一」『秋田民俗』第41号，秋田文化出版，2015
- ・立川町教育委員会『立川町の歴史と文化』立川町，1961
- ・山形県教育委員会「山形県の祭り・行事」(『都道府県別日本の祭り・行事調査報告書集成1』所収)，山形県教育委員会，2004
- ・朝日村村史編さん委員会『朝日村史下巻』朝日村，1985
- ・市史編纂委員会『目でみる酒田市史』酒田市，1978
- ・清野久雄『荒沢の民俗』荘内民俗学会，1956
- ・今田信一『山村小山村の歴史 近世編』西川町小山公民館，1963
- ・朝日町教育委員会『朝日町史編集資料』第30号，朝日町教育委員会，1992
- ・山形県教育委員会『飯豊山麓中津川の民俗』山形県教育委員会，1971
- ・今野美寿『相馬藩政史 上巻』相馬郷友会，1940
- ・相馬市史編纂会『相馬市史5 資料編2 (史書類ほか)』相馬市，1971
- ・大字史かみうら編纂委員会『大字史かみうら』大字上浦，1986
- ・梁川町史編纂委員会『梁川町史第11巻 民俗編I 暮らし』梁川町，1991
- ・飯館村史編纂委員会『飯館村史 第3巻 (民俗)』飯館村，1976
- ・農林省大臣官房弘報課『農林弘報』第135号，日本農村調査会，1953
- ・会津坂下町史編さん委員会『会津坂下町史I (民俗編)』会津坂下町，1974
- ・山口弥一郎『過疎村農民の原像』潮出版社，1972
- ・茨城県教育庁文化課『茨城県祭り・行事調査報告書』茨城県教育委員会，2010
- ・群馬県教育委員会『藪塚本町の民俗』群馬県教育委員会事務局，1974
- ・大泉町誌編集委員会『大泉町誌 下巻 (歴史編)』1983
- ・嵐山町誌編纂委員会『嵐山町誌』嵐山町，1968
- ・埼玉県民部県史編さん室『埼玉県史民俗調査報告書(山地地帯民俗調査)』埼玉県民部県史編さん室，1980
- ・千葉県民俗総合調査団『房総の民俗 昭和38年度千葉県民俗総合調査報告』千葉県民俗総合調査団，1964
- ・山北町地方史研究会『足柄の文化』第5号，山北町地方史研究会，1961
- ・更級埴科地方誌刊行会『更級埴科地方誌 第3巻 近世篇 上』更級埴科地方誌刊行会，1980

● 参考文献

- ・板橋春夫「呪術的制裁と村落の秩序」『群馬歴史民俗』第11号、群馬歴史民俗研究

会、1989

- ・板橋春夫「盗人送り慣行に関する一考察」『信濃』第44巻第1号、信濃史学会、1992
- ・小松和彦「村はちぶをめぐるフォークロア」『悪霊論 異界からのメッセージ』筑摩書房（ちくま学芸文庫）、1997
- ・鯨井千佐登「制裁の儀礼」東北芸術工科大学東北文化研究センター『季刊東北学』第3号、柏書房、2005
- ・齊藤壽胤「人形突き 一盗みの制裁と村の規制一」『秋田民俗』第41号、秋田文化出版、2015